平成２８年（フ）第１１０号
神奈川県秦野市渋沢１丁目34番２号
債務者　林　　美鈴
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２６号
神奈川県秦野市堀山下565番地の５　プランドール　101号、前住所神奈川県秦野市渋沢２丁目16番９号　伊東ハイツ　202号
債務者　大川　剛志
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２７号
神奈川県秦野市堀山下565番地の５　プランドール　101号、前住所神奈川県秦野市渋沢２丁目16番９号　伊東ハイツ　202号
債務者　大川　夕子（旧姓丘野）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８１号
神奈川県厚木市下荻野829番地１　サンテラスＫ弐番館101
債務者　望月あゆみ
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８７号
神奈川県平塚市ふじみ野２丁目42番３号
債務者　芹澤　聡枝
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０７３号
東京都八王子市大和田町１丁目２番11―101号南原台団地
債務者　石原　亜也
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４０号
愛知県岡崎市細川町字扇田９番地84、前住所岐阜県多治見市宝町４丁目65番地の１
債務者　田中　哲也
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
愛知県高浜市二池町３丁目６番地47
債務者　村吉さをり
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５４６号
神奈川県大和市西鶴間３丁目８番２号　ハイツ茜202号
債務者　鳥羽　　裕
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６７号
横浜市緑区鴨居３丁目21番14号　グリーンバード武田202号
債務者　仲里　ゆう
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０６号
横浜市鶴見区下末吉４丁目27番11―410号
債務者　韓　　政景
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０８号
横浜市戸塚区下倉田町576番地　ハイツうたり102号
債務者　大畑　　晃
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３８号
横浜市金沢区高舟台２丁目37番21号　ハイム戸田102
債務者　柴山　利典
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７号
東京都国立市泉２丁目３番地の２　５―706
債務者　鈴木　英治
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５９号
静岡市葵区水道町162番地の１　メゾンスンプ404号、旧住所静岡市駿河区鎌田573番地の８　グレースヴィラⅠ　201号
債務者　増井　正美
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月20日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部